

許可・承認申請の申請書記載例

申請書の記載例を示しますが、これはあくまでも記載例ですので、申請者様が飛行の内容に応じて個別に精査していただき、必要な資料を作成した上で提出してください。

また、申請書の案が出来上がりましたら、以下の連絡先にメールにて送付いただければ、内容を確認した上で申請者様と調整させていただきますので、調整後の申請書を最終的に提出していただきます。

【申請書案の提出先】

国土交通省 航空局 安全部 運航安全課

無人機許可・承認担当

メールアドレス : hqt-jcab.mujin@ml.mlit.go.jp

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

国土交通大臣（〇〇空港事務所長） 殿

氏 名 【代行申請】株式会社 〇〇〇〇

無人機担当課長 航空 太郎 印

及び住所 東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3

(連絡先) TEL:03-5253-8111 Mail:〇〇-〇〇@〇〇.jp

メールで申請内容等についてやりとりする場合がありますため、アドレスをお持ちの方は必ずご入力ください。

航空法（昭和27年法律第231号）第132条ただし書の規定による許可及び同法第132条の2ただし書の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 空撮 <input type="checkbox"/> 報道取材 <input type="checkbox"/> 整備 <input type="checkbox"/> 農林水産業 <input type="checkbox"/> 測量 <input type="checkbox"/> 環境調査 <input type="checkbox"/> 本記載例は、一定期間内に反復して飛行を行うことを想定した飛行のため、飛行の日時を3ヶ月とする包括申請の形態を取っています。 <input type="checkbox"/> 保守 <input type="checkbox"/> 資材管理 <input type="checkbox"/> 防災 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 予備 <input type="checkbox"/> 災害対応等 <input type="checkbox"/> 趣味 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>)				
飛行の日時	自：平成28年1月1日 至：平成28年3月31日				
飛行の経路	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番の地表から地表200mまでの垂直の経路 (詳細は別添資料1のとおり)				
飛行の高度	<table border="1"> <tr> <td>地表等からの高度</td> <td>200</td> <td>海拔高度</td> <td>230 m</td> </tr> </table>	地表等からの高度	200	海拔高度	230 m
地表等からの高度	200	海拔高度	230 m		
飛行禁止空域を飛行させる理由	<input type="checkbox"/> 進入表面、転移表面若しくは水平面 <input type="checkbox"/> 低長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上 <input checked="" type="checkbox"/> 地表又は水面から150m <input checked="" type="checkbox"/> 人又は家屋の密集している (理由) マンション建設地の上空から眺望撮影や進捗状況確認を実施するため。				
第132条の2各号に掲げる方法によらずに飛行させる理由	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間飛行 <input type="checkbox"/> 目視外飛行 <input type="checkbox"/> 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行 <input type="checkbox"/> 催し場所上空の飛行 <input type="checkbox"/> 危険物の輸送 <input type="checkbox"/> 物件投下 (理由) 上記「飛行禁止空域を飛行させる理由」に記載した理由において、販売促進として夜間の眺望の撮影を行う必要があるため。				

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(次頁に続く)

<p>無人航空機の製造者、名称、重量その他の無人航空機を特定するために必要な事項</p>	<p>・無人航空機及び操縦装置については別添資料2のとおり</p>
<p>無人航空機の機能及び性能に関する事項</p>	<p>○基本的な基準への適合性については、別添資料3～4のとおり確認済 ○追加基準への適合性については、別添資料5のとおり</p>
<p>無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項</p>	<p>○「無人航空機を飛行させようとする者の一覧」は別添資料6のとおり ○基本的な基準への適合性については、自社にて、飛行マニュアルに記載した操縦訓練を実施しており、別添資料7のとおり確認済 ○追加基準への適合性については、自社にて、飛行マニュアルに記載した操縦訓練を実施したうえで、業務に従事しており、過去の飛行実績又は訓練実績等は別添資料8のとおり</p>
<p>無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項</p>	<p><u>別添資料9の飛行マニュアルのとおり。</u></p> <div data-bbox="837 1137 1428 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>飛行マニュアルの作成は必須要件です。 詳しくは、審査要領4-3-2をご参照ください。</p> </div>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>【第三者賠償責任保険への加入状況】 <input checked="" type="checkbox"/>加入している（<input checked="" type="checkbox"/>対人 <input checked="" type="checkbox"/>対物） 保険会社名：〇〇保険株式会社 商品名：ドローン（ラジコン）保険 補償金額：（対人）1億円 （対物）1億円 <input type="checkbox"/>加入していない</p> <p>【管制機関等の調整結果】 150m以上の高さでの飛行については、〇〇管制機関と調整を行い、平成〇年〇月〇日に了解を得ている。</p>
<p>備 考</p>	<p>【申請書提出状況】 本件と同様の申請を〇月〇日に〇〇空港事務所にも提出している。</p>

飛行の経路

関東地域におけるマンション建設現場にて撮影を行うものであり、具体例は下図のとおり。
(広域図)



周囲の状況が確認できるように、広域図を添付してください。上空から撮影した画像が望ましいです。また、飛行経路に応じて枠囲いする等、範囲を特定してください。


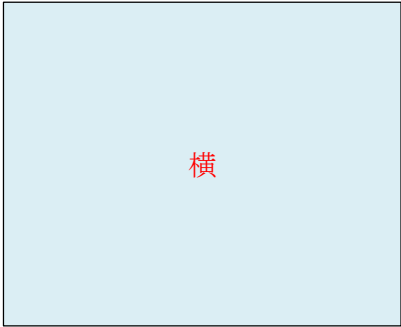
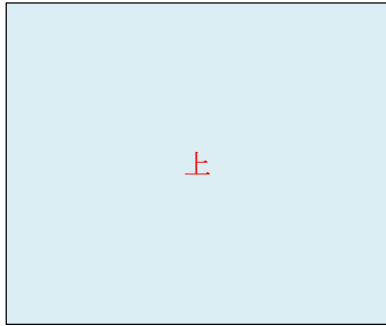
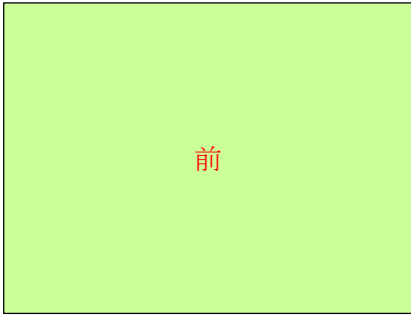
(詳細図)



飛行の経路の詳細が分かる詳細図を添付してください。

(国土地理院の地図をもとに作成)

無人航空機の製造者、名称、重量等

無人航空機	製造者名	〇〇株式会社	
	名称	無人機 1 号	
	重量 (最大離陸重量)	1 0 0 0 g (4 0 0 0 グラム)	
	製造番号等	Mujin-0001、Mujin-0002、Mujin-0003、・・・	
	仕様が分かる資料 (設計図又は写真)	 <p style="text-align: center;">前</p>	 <p style="text-align: center;">横</p>
		 <p style="text-align: center;">上</p>	<p>複数の無人航空機を飛行させる場合には、全ての機体について作成してください。 同一名称の機体を複数機飛行させる場合には、簡略化した記載でも差し支えありません。</p>
操縦装置	製造者名	〇〇株式会社	
	名称	操縦装置 1 号	
	仕様が分かる資料	 <p style="text-align: center;">前</p>	<p>無人航空機とセットで販売されている純正の操縦装置を使用する場合は、その旨の記載で可。</p>

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

製造者名	〇〇株式会社	名称	無人機1号
重量*	4000g	製造番号等	Mujin-0001

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、3. の項も記載すること。

改造の有無 : 改造していない /

許可・承認を行った内容の公表にあわせて順次掲載していきますので、ホームページを確認の上記載してください。

3. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

確認事項		確認結果
一般	鋭利な突起物のない構造であること（構造上、必要なものを除く。）。	適 / 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	適 / 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	適 / 否
遠隔操作の機体	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	適 / 否 / 該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	適 / 否 / 該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	適 / 否 / 該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	適 / 否 / 該当せず
自動操縦の機体	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	適 / 否 / 該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	適 / 否 / 該当せず

※最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。

無人航空機の運用限界等

(運用限界)

最高速度	60 km/h
最高到達高度	300 m
電波到達距離	400 m
飛行可能風速	風速 10 m/s 以下
最大搭載可能重量	3 kg
最大使用可能時間	20 分


運用限界は無人航空機によって異なるため、取扱説明書等を確認して記載又は添付してください。
また、運用限界が設定されている項目も無人航空機によって異なります。

(飛行させる方法)

取扱説明書等を添付してください。
また、類似の内容を飛行マニュアルに記載していただくこととなりますので、その内容で代えることも可能です。

無人航空機の追加基準への適合性

○150m以上の高さの空域を飛行

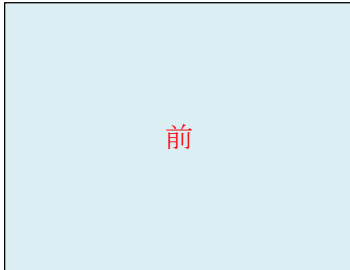
基準	適合性
航空機からの視認をできるだけ容易にするため、灯火を装備すること又は飛行時に機体を認識しやすい塗色を行うこと。	写真のとおり、灯火を装備している。 

○人又は家屋の密集している地域の上空を飛行

基準	適合性
物件に接触した際の危害を軽減する構造を有すること。	使用する無人航空機には、プロペラガードを装備できるものになっていないが、以下の理由から、物件等への危害を軽減する構造を有していないものの、安全を損なうおそれはない。 <ul style="list-style-type: none"> ・マンションの建設現場の囲いの中のみで飛行させる。 ・飛行高度を設定することが可能であり、周囲に飛んでいかないよう、必要な高度以上、飛行させないようにする。

仮に、基準への適合性が困難な場合には、代替となる安全対策を記載するなど、安全を損なうおそれがない理由等を記載してください。

○夜間飛行

基準	適合性
無人航空機の姿勢及び方向が正確に視認できるよう灯火を有していること。ただし、無人航空機の飛行範囲が照明等で十分照らされている場合はこの限りでない。	写真のとおり、灯火を装備している。 

無人航空機を飛行させる者一覧

No	氏名	住所	飛行させることができる無人航空機	備考
1	航空 二郎	東京都〇〇区〇〇〇 1-2-3	無人機1号	無人機協会の中級レベルの認定取得
2	航空 三郎	無人機1号	無人機協会の初級レベルの認定取得
3	航空 四郎	無人機1号	無人機協会の初級レベルの認定取得
4				
5				

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者「**航空 二郎**」は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」の4-2に掲げる飛行経歴・知識・能力を有していること **飛行させる者全員分を作成する必要があります。**

確認事項		確認結果	
飛行経歴	無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。	適 / 否	
知識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	適 / 否	
	安全飛行に関する知識を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> 飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） 気象に関する知識 無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） 取扱説明書に記載された日常点検項目 自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目 	適 / 否	
能力	一般	飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 <ul style="list-style-type: none"> 周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） 燃料又はバッテリーの残量確認 通信系統及び推進系統の作動確認 	適 / 否
	遠隔操作の機体	GPS等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	適 / 否 / 該当せず
		GPS等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 <ul style="list-style-type: none"> 上昇 一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） 前後移動 水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） 下降 	適 / 否 / 該当せず
	自動操縦の機体	自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	適 / 否 / 該当せず
	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	適 / 否 / 該当せず	

平成○年○月○日

飛行を監督する **株式会社 ○○○○**

責任者の所属・氏名 **無人機担当課長 航空 太郎 印**

業務で飛行させる場合には、飛行を監督する責任者が確認してください。

※個人申請の場合には、飛行を監督する責任者の所属・氏名欄に署名するのみで差し支えない。

(注) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性

以下の表のとおり、操縦訓練等を実施しており、マニュアルに従って業務に必要な〇〇協会の操縦者中級レベル認証を取得しているため、空撮業務に従事している。

年月日	飛行させる者の氏名	飛行概要	飛行させた無人航空機	離陸場所	離陸時刻	着陸場所	着陸時刻	飛行時間	総飛行時間	飛行の安全に影響のあった事項
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
○/○	航空 二郎	〇〇協会が実施する操縦者初級レベル認証試験	無人機 1 号	〇〇協会	11:00	〇〇協会	11:20	20 分	10 時間 50 分	
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
○/○	航空 二郎	マニュアルに基づく操縦練習	無人機 1 号	自社グラウンド	13:00	自社グラウンド	13:20	10 分	18 時間 50 分	風が強くなってきたため、操縦練習を中断
○/○	航空 二郎	マニュアルに基づく操縦練習	無人機 1 号	自社グラウンド	14:00	自社グラウンド	14:20	20 分	19 時間 10 分	
○/○	航空 二郎	〇〇協会が実施する操縦者中級レベルの認証試験	無人機 1 号	〇〇協会	11:00	〇〇協会	11:20	20 分	19 時間 30 分	
○/○	航空 二郎	〇〇建設現場にて眺望撮影	無人機 1 号	〇〇建設現場	11:00	〇〇建設現場	11:20	20 分	19 時間 50 分	
○/○	航空 二郎	〇〇建設現場にて眺望撮影	無人機 1 号	〇〇建設現場	14:00	〇〇建設現場	14:20	20 分	20 時間 10 分	
・・・										

項目	内容
離着陸	○mの高さまで離陸し、指定の範囲内に着陸することができること。
ホバリング	飛行させる者の目線の高さにおいて、一定時間の間、ホバリングにより指定された範囲内でとどまることができる。
左右方向の移動	指定された離陸地点から、左右方向に○m離れた着陸地点に移動し、着陸することができる。 この飛行を○回、連続して安定して行うことができる。
前後方向の移動	指定された離陸地点から、前後方向に○m離れた着陸地点に移動し、着陸することができる。 この飛行を○回、連続して安定して行うことができる。
水平面内での飛行	一定の高さを維持したまま、指定された地点を順番に移動することができる

2-2 業務を実施するために必要な操縦技量の習得

基礎的な操縦技量を習得した上で、以下の内容の操作が可能となるよう操縦練習を実施し、〇〇協会の操縦者中級レベルの技能認証を取得する。また、夜間においても、上記の操作が安定して行えるよう、操縦練習を行う。

項目	内容

2-3 操縦技量の維持

月に○回のペースで、自社グラウンドにて、操縦練習を行う。

2-4 飛行記録の作成

無人航空機を飛行させた際には、次の「無人航空機の飛行記録」(様式2)により、その飛行記録を作成する。

2-5 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

(1) 第三者に対する危害を防止するため、第三者の上空で無人航空機を飛行させない。

- (2) 飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認する。
- (3) 取扱説明書に記載された風速以上の突風が発生するなど、無人航空機を安全に飛行させることができなくなるような不測の事態が発生した場合には即時に飛行を中止する。
- (4) 衝突や後方乱気流による影響等を避けるため、航空機には接近しない。
- (5) 酒精飲料等の影響により、無人航空機を正常に飛行させることができないおそれがある間は、飛行させない。
- (6) 飛行の危険を生じるおそれがある区域の上空での飛行は行わない。
- (7) 不必要な低空飛行、高調音を発する飛行、急降下など、他人に迷惑を及ぼすような飛行を行わない。
- (8) 物件のつり下げ又は曳航は行わない。
- (9) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成する。
※趣味目的の場合は不要です。
- (10) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録する。
※趣味目的の場合は不要です。
- ・ 飛行年月日
 - ・ 無人航空機を飛行させる者の氏名
 - ・ 無人航空機の名称
 - ・ 飛行の概要（飛行目的及び内容）
 - ・ 離陸場所及び離陸時刻
 - ・ 着陸場所及び着陸時刻
 - ・ 飛行時間
 - ・ 無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項（ヒヤリ・ハット等）
 - ・ 無人航空機を飛行させる者の署名
- (11) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部運航安全課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執務時間外における報告については、24時間運用されている最寄りの空港事務所に電話で連絡を行う。
- ・ 無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号
 - ・ 無人航空機を飛行させた者の氏名
 - ・ 事故等の発生した日時及び場所
 - ・ 無人航空機の名称
 - ・ 無人航空機の事故等の概要
 - ・ その他参考となる事項
- (12) 飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携帯する。

3. 安全を確保するために必要な体制

3-1 無人航空機を飛行させる際の体制

- ・場所の確保・周辺状況を十分に確認し、第三者の上空では飛行させないことを徹底する。
- ・風速 5 m/s 以上の状態では飛行させない。
- ・雨の場合や雨になりそうな場合は飛行させない。
- ・飛行させる際には、2名以上の監視員を配置し、相互に安全確認を行う体制をとる。
- ・・・

など

許可・承認の審査要領 5. 飛行形態に応じた追加基準に基づき、許可等を受けようとする飛行形態に応じた安全確保の体制を規定して下さい。
なお、飛行の経路を特定せず特定の場所や条件でのみ飛行させる申請を行った場合には、当該特定の場所や条件に応じた安全を確保するために必要な体制を具体的に規定して下さい。

3-2 非常時の連絡体制

- ・非常時には、以下のとおり関係機関に連絡する。
 - 〇〇警察署 XXXXXXXXXXXXXXXX
 - 国土交通省 XXXXXXXXXXXXXXXX
 - 〇〇空港事務所 XXXXXXXXXXXXXXXX
- ・・・

など

(様式1) 無人航空機の点検・整備記録

(点検機体名：)

点検日	点検者	点検内容		交換部品等	
		点検項目	点検結果		
		モーター	外観		
			異音の有無		
			回転の状態		
		プロペラ	外観		
			損傷		
			曲がり		
		フレーム	外観		
			損傷		
			ネジのゆるみ		
		電気系統	コネクタの状態		
			ケーブルの状態		
		送信機	外観		
			スティックの状態		
(特記事項)					

(様式2) 無人航空機の飛行記録

年月日	飛行させる者の氏名	飛行概要	飛行させた無人航空機	離陸場所	離陸時刻	着陸場所	着陸時刻	飛行時間	総飛行時間	飛行の安全に影響のあった事項